

第二回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議録(筆記)第五十号

昭和二十三年七月二日(金曜日)

午後二時三十二分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事小暮藤三郎君 理事千賀 康治君

理事松野 頼三君 理事門司 亮君

理事坂口 主税君 理事高岡 忠弘君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

大村 清一君 坂田 道太君

佐藤 通吉君 原田 憲君

松浦 榮君 笠原 貞造君

久保田鶴松君 松澤 兼人君

高橋 祐一君 高橋清治郎君

小枝 一雄君

出席政府委員

國家地方警 柏村 信雄君

國家地方警 察本部警視 三輪 茂雄君

委員外の出席者 國家地方警 三輪 茂雄君

察本部警視 有松 昇君

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

警察官等職務執行法案(内閣提出)(第二四号)

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

地方配付稅法案(内閣提出)(第一六二号)

地方稅法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

報告事項があります。本日警察關係の法律案の修正に對する打合せと、

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録(筆記) 第五十号 昭和二十三年七月二日

並びに地方自治法の一部改正に對する打合せに、私と小暮君と門司君が参つたのでありますが、いろいろの關係上、午前中おりましたが、係りの人が遅いので、最後のところまでいかなかったものであります。そして、午後三時ごろに行けば済むと思ひます。

なお地方財政法に關しましては、松澤小委員長及び坂口さんと、大石さんと松浦さんが参つたのでありますが、松浦さんから御報告をお願いいたします。

〔速記中止〕

○門司委員 ただいまの御報告はよく承りました。つきましては、政府當局の反省を促すといひます。御相談申すといひます。その必要があると思ひます。委員長から大蔵大臣に當委員會との間に懸念を至急もつように交渉していただき、と思ひますが、その点お諮り願ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それではさういふようにいたします。

○門司委員 競馬法が提案されて、農林委員會に付託されておりますが、當委員會といたしましては、中にいろいろ地方財政のことに關係することがたくさん書いてありますから、一應合同審査會をもちたいと思ひますが、これを諮り願ひます。

○坂東委員長 門司君の動議はいかがですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それでは合同審査會を開くように計らいます。

暫時休憩いたします。

午後二時三十八分休憩

〔筆記〕

午後三時四十五分開議

○坂口委員代理 休憩前に引き続き開會する。

警察官等職務執行法案を議題に供し、右案に關する各派共同提案の修正案(報告書参照)を朗讀し、討論を省略し採決する。修正案に異議ないか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂口委員代理 異議なしと認め修正案を可決する。さらに修正部分を除く原案に對し異議ないか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂口委員代理 異議なしと認め、これにて、警察官等職務執行法案は修正議決された。

本日はこれにて散會する。

午後四時二十分散會

〔參照〕

警察官等職務執行法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法は、本文八箇條及び附則からなつておつて、警察法が主として警察の組織に關する事項を規定したものであるの對して、本法は、警察官等が職務を忠実に遂行するために必要な手段を具體的に規定して、その職務執行に關する法的基準を明かにせんとするものである。

二、議案の修正議決理由

本法案は、警察官等が職務を執行するに當つて、必要なものであり、又別記のような修正を妥當と認め、これを修正議決したのである。

右報告する。

昭和二十三年七月二日

治安及び地方制度委員會

衆議院議長 松岡詢吉殿

警察官等職務執行法案の一部を次のように修正する。

〔質問〕

第二條 警察官等は、異常な暴動その他周囲の事情から合理的に判斷して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯せうとしてゐると疑ふに足りる相當な理由のある者又は既に犯された犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしてゐることに對して知つてゐると認められる者を停止させて質問することができ

る。

2 その場で前項の質問をすることが本人に對して不利であり、又は交通の妨害となり、善良の風俗を破壊しその他公の秩序をみだけ虞があると思われる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

前二項に規定する者は、刑事訴訟に關する法律又はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官等は、刑事訴訟に關する法律により逮捕されている者について、その身体について兇器を所持しているかどうかを調べるることができる。

〔保護〕

第三條 警察官等は、異常な暴動その他周囲の事情から合理的に判斷して左の各号の一に該當することが明らかであり、且つ、應急の救護を要すると信するに足りる相當な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適當な場所において、これを保護しなければならぬ。

一 精神錯亂又は、酔のため自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

二 迷ひ子、病人、負傷者等適當な保護者を伴わず、應急の救護を要すると認められる者(本人が相當の事由を述べてこれを拒んだ場合を除く。)

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の關係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配

をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適當な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所(当該保護をした警察官等の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。)の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官等の請求に基づき、裁判官において已むを得ない事情であると認められた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状にはやむを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

5 警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

(武器の使用)

第七條 警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相當な理由のある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ。但し、刑法(明治四十年法律

第四十五号)第三十六條(正当防衛)若しくは同法第三十七條(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。

一、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあ

○見解

たる。罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官等の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信するに足る相當な理由のある場合。

二、逮捕状により逮捕する際又は勾留若しくは勾留狀を執行する際その本人がその者に対する警察官等の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信するに足る相當な理由のある場合。